



Title	けっして手放さない：「共有されたオーソリティ」の困難さと向き合うこと
Author(s)	菅, 豊
Citation	日本学報. 2025, 43-44, p. 18-31
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/101369
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【特集】

けっして手放さない

—「共有されたオーソリティ」の困難さと向き合うこと—

菅 豊

はじめに

本日は、パブリック・ヒストリーの最重要概念ともいえる Shared Authority めぐって討論するこの国際シンポジウムに参加できましたこと、大変嬉しく思っております。この重要概念の提唱者であられるマイケル・フリッシュさんと一緒に、その概念についてお話しできること、とても貴重な機会、またエキサイティングな機会であります。

さて、Shared Authority の意味内容については皆さんご存知のことと思います。パブリック・ヒストリーでは、それは史料を集めたり、歴史を解釈したり、歴史を描いたり、歴史を発信したりするといった歴史との関わりをもつ諸行為、すなわち「歴史実践」に関する権威、権限、機能が専門家ののみならず、多様なアクターに広く共有されるという理念、そして理想を表したものです。その語をあえて日本語に翻訳するなら、「共有されたオーソリティ」という訳語が最も的確だと思います。私は以前、「共有された権威」〔菅 2019:33〕、あるいは「共有された権限」〔菅 2021:137〕などと翻訳しておりましたが、現在では歴史をめぐる「権威、権限、機能」—これらは英訳するとして authority になるのですが—そのすべてを含んで議論するために、「共有されたオーソリティ」と表現しております。ただ本日は、あえて Shared Authority と英語そのまままで表現したいと思います。

1. 民俗学と Shared Authority

本日はパブリック・ヒストリーやオーラル・ヒストリー、すなわち歴史学の方向性と密接に関わる重要概念について議論するわけですが、残念ながら私は歴史学を専門としておりません。民俗学(folklore)という学問を専門といたしております。そういう歴史学の門外漢にもかかわらず、不遜にも歴史学者の北條勝貴さんと一緒に『パブリック・ヒストリー入門—開かれた歴史学への挑戦』〔菅・北條 2019〕という本を出版しました。もちろん、そのなかでも Shared Authority に

について言及いたしております〔菅 2019:33〕。

私、普段は大学という象牙の塔のなかでアカデミック・フォークロリスト、いわゆる「学院派民俗学者」として教育・研究に従事しているのですが、それとともに、実はパブリック・フォークロリスト、すなわち「公共民俗学者」として、象牙の塔の外に出て地域の伝統文化の継承に関わる活動を 20 数年来継続してまいりました。実は、このパブリック・フォークロアの活動にとどまらず、本日のキーワードであります Shared Authority が重要な意味をもっております。それは、パブリック・ヒストリー、パブリック・フォークロアに限らず、広くパブリック・ヒューマニティーズのすべてで共有される基本的な理念といつても過言ではありません。

私は、新潟県小千谷市で継承される国指定の重要無形民俗文化財「牛の角突き習俗」という地域伝統に関わっております。最初は、その伝統文化を研究する目的で関わっていたのですが、2004 年 10 月に新潟中越地震が起り、私のフィールドはまさに被災地になりました。その震災後の復興過程で、私も単なる観察者ではいられなくなって、闘牛を主催する小千谷闘牛振興協議会に加入し、牛を保有し、その文化の当事者として参加し、地域の人びとと一緒に協働的に地域伝統を継承する、そしてその伝統を保全維持する活動をやってまいりました。その後、長年関与した結果、現在では小千谷闘牛振興協議会の会長となり、その伝統継承のプロセスにかなり深く介入しなければならない立場になりました。その介入のプロセスにおいて、パブリック・ヒストリーのキーワードである Shared Authority が重要な行動規範となっております。

私は大学教員、そして民俗学の専門家という、ある種の「権威的存在」として地域の人びとに受け止められることもあります。しかし、あたりまえなのですが、この地におけるパブリック・フォークロアの活動において、私が進んで権威的に振る舞うことはありませんし、特権的な地位が与えられているわけでもありません。ただ、私はパブリック・フォークロアの専門家、パブリック・フォークロリストとしての専門的知識とネットワークをもっており、その方面では、この地において一種のオーソリティを有しております。その学問的なオーソリティは私にしかありませんが、しかし、他の伝統の担い手たちにはそれぞれ別の役割があり、それぞれのオーソリティが認められるのであります。伝統の担い手が、個々に伝統を解釈し、それを表現し、その維持に関して主張する何らかのオーソリティを保持しながら、協働的に伝統を維持しているのであります。

民俗学的な活動における Shared Authority という理念の尊重は、とくに私だけがいっているではありません。たとえば、アメリカのパブリック・フォークロアの推進者として有名なロバート・バロン (Robert Baron) さんというパブリック・フォークロリストがいます。以前、バロンさんを日本に招聘して学会にお呼びしたときに、私の新潟での闘牛に関わるパブリック・フォークロリストとしての活動を見に来てくれたことがあります。そのバロンさんも、Shared Authority という理念の重要性を述べています。

バロンさんは、パブリック・フォークロアを以下のように定義します。

パブリック・フォークロアとは、民衆伝統をそれが生まれたコミュニティの内外で、新たな

輪郭と文脈のなかに表象し応用することであり、多くの場合、それは伝統の担い手と民俗学者、その他の専門家との協働的な取り組みを通じて行われる。[Baron & Spitzer eds. 1992 : 1]

この定義では、伝統の担い手と民俗学者、その他の専門家といった複数のアクターの協働が謳われておりますが、その協働における Shared Authority という理念の重要性をバロンさんは指摘しております。

彼は、Shared Authority という理念をパブリック・フォークロアに敷衍させ、より積極的な理解を試みるなか、フリッシュさんが唱えた Shared Authority は、従来の歴史学よりもはるかに対話的であり、「現地の理解」と「専門的な学術研究」との違いを強調するものであり、両者の対話を認め歴史家が唯一の歴史の解釈者ではないことを主張している点を高く評価します。その上で、パブリック・フォークロリストもパブリック・ヒストリアンと同様に、意味の相互構築において解釈の権限を使いし、パブリック・フォークロアはさらにその実践の解釈を地域住民に委ねることが多いとしています [Baron 2016 : 592]。なぜならば、地域の伝統文化は一義的に地域の伝統の担い手のものであり、それに対する知識や技能はその伝統の担い手が主として保持しているからなのです。したがって、最初からその伝統に関するオーソリティを、伝統の担い手たちが有すると民俗学者が認識することは至極当然なことになるわけです。専門家は、その専門知識の応用という範囲においてオーソリティを有しているだけです。ある意味、パブリック・ヒストリーよりパブリック・フォークロアの方が、よりシンプルに Shared Authority の理念をあたりまえとして理解し、その理念を実現させようと努力しているのかもしれません。

2. Shared Authority の困難

オーラル・ヒストリアンのなかで Shared Authority は、「マントラ（神秘的な威力をもつ呪文）」のような大きな力をもつようになった [Shopes 2003 : 103] と、いわれておりますが、民俗学では、それは「パブリック・フォークロリストの憲法」と考えるべきだと私は主張しています。それは、パブリック・フォークロアの活動をやるときに必ず「守るべき」「守ろうと意識すべき」理念や価値であるわけです。しかし、一方で「憲法」というものは理想ではあるものの、現実の場、人びとが生きる現場においては必ずしも完全に履行できるとは限りません。憲法の理念を現実化することが重要であるのにもかかわらず、それが簡単にはいかないことは、日本国憲法を見れば明らかです。しかし、ここではそのような現実に屈して、諦めて、その理想を放棄するのではなく、諦めずに理想を現実化するという覚悟と努力の継続が重要なのであります。諦めないこと。Shared Authority もまさに、諦めないことが重要なのであります。すでに、Shared Authority の重要性が指摘される一方で、それを実現することの困難さも指摘されております。

たとえば「抑圧され排除された人びとに、「拡声器」を提供する（すなわち「権限を共有する」：引用者注）ことで、私たち（歴史学者：引用者注）は批判する権限を放棄し、「悪しき科学（bad science）」に届してしまうのだろうか」〔Kerr 2003 : 31〕という過激な表現で、その難しさが吐露されてもいます。歴史実践の場において Shared Authority という理念にしたがい、その権限をこれまで与えられてこなかった人びとに歴史実践の権限を明け渡し、歴史学者が批判する権限を放棄すると、そこでは人びとによって、人びとに都合の良い形での歴史実践が行われ、語られた歴史の客觀性が極端に損なわれる危険性があるという危惧です。もちろん、そういう危惧は理解できるものの、しかしそれでも Shared Authority はけっして諦めてはいけないもの、手放してはならないものなのです。むしろ、諦めることができない、手放すことができないものと、表現した方が良いのかもしれません。

私の本日の演題は「けっして手放さない Never Letting Go」というものです。この Never Letting Go というフレーズが、ビル・アデア（Bill Adair）、ベンジャミン・フィリーン（Benjamin Filene）、ローラ・コロスキー（Laura Koloski）らによって編集された、*Letting Go?: Sharing Historical Authority in a User-Generated World*（『手放す？：ユーザー生成世界（専門家ではなく一般の消費者や利用者が生み出す世界：引用者注）において歴史に関するオーソリティを共有すること』）という本のタイトルのオマージュであることは、パブリック・ヒストリーに関心のある方ならばお気づきかと思います。

誤解がないように述べておきたいのですが、その *Letting Go?* という本では、Historical Authority（歴史に関するオーソリティ）を歴史家が「手放す」お話ししていました。そこでは、研究者や歴史の専門家が独占している、歴史を記述したり、分析したり、解釈したりするオーソリティを、一般の非専門家たちへ手放すのか？手放せるのか？という、少々挑発的な問い合わせられていたかと思います。私は、その Historical Authority を専門家が「けっして手放さない」といっているのではありません。私が「けっして手放さない Never Letting Go」といっている対象は、Shared Historical Authority（共有された歴史に関するオーソリティ）なのであります。今日お話しする内容は、フリッシュさんによって提唱された Shared Authority という考え方や理想を、どんなに困難でくじけそうなときでも手放さないということあります。

3. “Sharing Authority”ではなく“Shared Authority”であることの大切さ

さて、この *Letting Go?* という本には、そのフリッシュさんも From A Shared Authority to the Digital Kitchen, and Back（共有されたオーソリティからデジタルキッチンへ、そして戻る）と題する重要な論考を寄稿なされています〔Frisch 2011〕。この論考がなぜ重要かというと、Shared

Authority (共有されたオーソリティ) を単純に Sharing Authority (オーソリティを共有すること) と形式的に理解してしまいがちな実践的な歴史家たちに、もう一度内省を迫る内容になっているからです。パブリック・ヒストリーやオーラル・ヒストリーで高く評価されたフリッシュさんの本 [Frisch 1990] の書名が *Sharing Authority*ではなく、*A Shared Authority*である点には注意を要します。フリッシュさんはこの点に関して、問題提起したのです。

私が最も重要な部分を、少々長いですがその論考から引用してみましょう。

私（フリッシュ：引用者注）が考えていた違いは次のようなものだ。“Sharing Authority”という表現は、私たち（歴史家などの専門家：引用者注）が「する（do）」何かを示唆している。つまりある重要な意味で「私たち」がオーソリティをもっているのであり、私たちがそれを共有する必要がある、あるいは共有すべきであるということを示唆しているのである。それとは対照的に、“Shared Authority”は、それが「ある（is）」（そもそも人びとの側に存在する：引用者注）ものであることを示唆している。つまり、オーラル・ヒストリーやパブリック・ヒストリーの性質上、私たちが唯一の解釈者ではないことを示唆しているのである。むしろ、解釈や意味づけのプロセスは、定義上、実際に共有されるものなのだ。それは、インタビューの対話的な性質や、一般的な展覧会やパブリック・ヒストリーの交流に対する観客の受け取り方や反応に内在するものなのである。その意味からいえば、私たちが想定している範囲では、私たちもそもそも（人びとに対して：引用者注）手放す権限などもっていないのである。したがって、私たちが“Share Authority（オーソリティを共有する）”という、よりこの定義的な性質を尊重して、それに注意を払うよう求められているのだ、と私は主張した。私たち、私たちが作成する文書や、パブリック・ヒストリーに関わるプロセスにおいて、すでに共有されているオーソリティを認識する必要がある。それは、たとえ暗黙的なものであったとしても、「著者性（author-ship）」が定義によって共有される対話的な次元であり、それ故、解釈的な「オーソリティ（author-ity）」でもある。私たちがこの認識に基づいて行動する必要がある。

[Frisch 2011 : 127-128]

ということです。この理想を、私たちもやはりしっかりと認識し、反省すべきだと思います。とはいっても、すでに述べたように、Shared Authority の理念を、現実の歴史実践のなかで貫徹することが難しいことは間違ひありません。Shared Authority の重要性を認めるとして、実際にオーソリティを共有すること、つまり Sharing Authority を実行する困難な例として、よく引き合いに出されるのが、ヒストリー・ウォーズ（history wars）という言葉を生んだエノラ・ゲイ論争です。1995 年の太平洋戦争終結 50 周年を記念して、アメリカのスミソニアン航空宇宙博物館で、エノラ・ゲイの広島原爆投下を中心題材とした特別展が企画されました。原爆投下の非人道性を批判する論点を含んだ展示は、全米各地で物議を醸し、退役軍人やアメリカ議会の新保守主義勢力の圧力

で「事実上の中止」に追い込まれました。

多様な歴史観と戦争観、価値観を伝達しようと奮闘努力した学芸員などのパブリック・ヒストリアンたちは、Shared Authority を重視するため、当然、その歴史の当事者として戦争の真ん中にいた退役軍人たちの意見を無視するわけにはいきませんでした。しかし、どんな対話を続けようと、反対する人びとは自らのアイデンティティとも関連付けられる歴史に関して多面的な理解を許容しようとはしません。結局、歴史の専門家としての学芸員の専門性や歴史を語る力が無力化され、そのオーソリティが失われ展示が中止に追い込まれたわけです。ここに、歴史の専門家が歴史のオーソリティをシェアしようとすると、その過去の解釈に外部からの介入を受けやすくなってしまうこと、さらに過去をどのように記憶すべきかということに関する一般市民の発言権の高まりによって、歴史家のオーソリティが減衰し、歴史の専門性に裏付けられた見解や評価によるパブリック・ヒストリーが阻害されてしまう危険性があることが明らかになるわけです。この問題は、民主主義が成熟した社会におけるパブリック・ヒストリーを取り巻く普遍的な課題といつても過言ではないでしょう。

4. 困難な過去—Difficult Past

さらに、私たちはさまざまな「困難な過去—Difficult Past」をめぐって、オーソリティをシェアしようとする際の困難な問題に直面しています。“Difficult Past”という言葉は、社会学者のキム・ミキョン（金美景、Mikyoung Kim）とバリー・シュワルツ（Barry Schwartz）が *Northeast Asia's Difficult Past : Essays in Collective Memory* のなかでキーワードとして使っています [Kim & Schwartz 2010]。周知のように、日本と中国や韓国という近接する北東アジアでは、歴史問題が解決できず相互に和解できない状況にあります。和解どころか、むしろ日本の政治家たちが戦犯を祀る靖国神社への参拝を繰り返し、挑発するような発言を繰り返し、また一般市民のなかの歴史修正主義者たちも一緒になって web 上で否定的な言葉を拡散することで、分断や相互不信はよりいっそう深まっているともいえます。そういうなか、政治問題化した歴史教科書問題による軋轢を解決するために、日韓の歴史学者や市民団体が一緒に共同歴史教材を開発する動きも見られ、とても重要な歴史教科書対話が試みられています。ただ、そういう公式の歴史実践だけでは、北東アジアの歴史問題をなかなか解決へと導いていけません。

キム・ミキョンは北東アジアの歴史問題を「記憶」の問題と考え、「北東アジアの記憶問題は、記憶の不足というよりもむしろ過剰が関わっており、この過剰は否定的である。忘却がたいトラウマによって、国家が現在の問題と折り合いをつけることを妨げられているのだ。」[Kim 2010 : 2] と述べます。まさに北東アジアでは、「困難な過去」を不適切に取り扱ってしまっているために、トラウマを癒やすどころか、より深刻なトラウマとなる記憶が過剰なほどに再生産されているのです。その歴史問題は、客観的な事実の提示や検証、法的な交渉だけでは解決できない記憶の問題な

のであり、私たちが歴史的な出来事をどのように考え方象徴化するか、すなわち、いかに和解に向かう記憶を構築できるかが大きな鍵だと考えられます。

この点において、歴史教科書対話といったオフィシャルでパブリックな対応も重要なのですが、それとともに民衆レベルのアンオフィシャルな、そしてヴァナキュラーな歴史への対応も求められます。たとえば、「平和の少女像」を例に考えてみましょう。日本では従軍慰安婦像などとも呼ばれ、ソウルの日本大使館前に設置され、さらに韓国内のみならず海外へと移植される「民衆美術(ミジン・アート)」です。

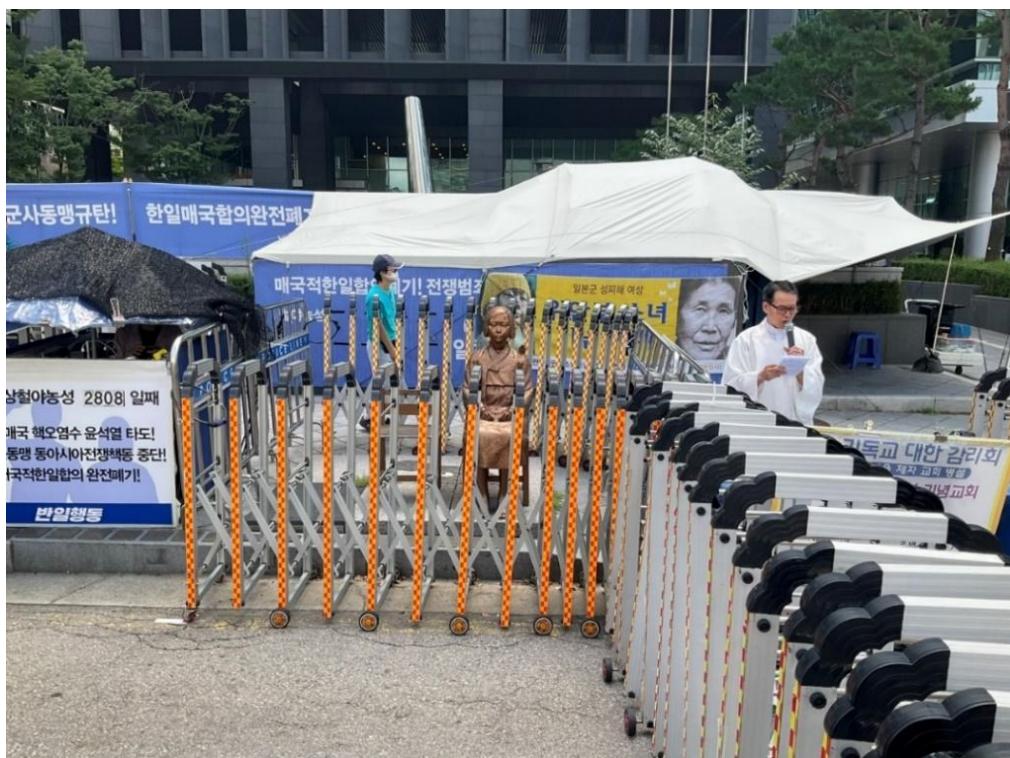


図1 ソウル市の在韓日本大使館前に建てられた「平和の少女像」
(2023年9月6日、筆者撮影)

韓国において、これまで熾烈な抵抗や社会変革を目的として芸術が頻繁に政治的に活用されてきましたが、民衆美術はそのひとつです。日本政府による従軍慰安婦の歴史への対応の不十分さに異議申し立てをする人びとによって、その設置運動が行われました。それは一種のパブリック・ヒストリーの実践といって良いと思います。一方、これに対し日本政府は、日本大使館前からの撤去を韓国政府に要求したり、海外設置の像に関してはその土地の政府へ撤去を求めたりするなど敵

対的な対応を取ってきました。しかし、日本政府を刺激するこの民衆美術は、日本側からのアプローチが変われば、むしろ和解に向けた記憶の構築に資するアートになってくれる可能性もあるのです。

5. ヴァナキュラーな歴史実践が生み出す共感

ここで、綺麗事とか絵空事という批判を受けることを承知の上で、理想論を少々お話ししたいと思います。たとえば、従軍慰安婦の歴史を認めた日本政府が、ソウルの日本大使館の敷地内、入り口、そして日本国内に平和の少女像を招き入れ丁寧に慰撫し、日本人がその像の隣の椅子、に座って、少女の手を握る機会ができれば、少しなりとも和解のための共感 (empathy) を生み出してくれる可能性があります。また、寒い冬に日本人と韓国人が一緒に、平和の少女像たちの頭にニット帽を被せ、暖かい外套を着せてあげれば、少しなりとも和解のための共感を生み出してくれるのではないかでしょうか。そのようなヴァナキュラーなアート活動が、和解に向けた記憶構築に寄与してくれるのです。

もちろん、それは簡単なことではありません。韓国の国民は、抵抗の意思を示す民衆美術として作られた「平和の少女像」のそのような脱文脈化を望まない可能性があります。また平和に向けた目論見とは裏腹に、両国で暴力的な破壊行為を生み出す可能性もあります。しかし、そういう困難を予想した上で、折り込んだ上で、その像を日本人が積極的に受容し、適切に遇することができれば、この歴史に関する日本人の理解と共感が深まります。そして韓国人の側でも一部かもしれません、そのような日本人の対応に対する共感が生まれる可能性があると、楽天的すぎるかもしれませんが私は考えます。

昨年、私は妻と一緒にソウルに行きました。そこで「戦争と女性の人権博物館」に行き、展示を見た後、そこに置かれている「平和の少女像」の隣の椅子（図2）に、妻は座りました。そこで彼女は、突然涙をこぼしました。彼女は歴史家でも研究者でもありません。とくに政治的な主張があるわけでもありませんし、またとくに感傷的な性格でもありません。その普通の市民が、歴史展示とアートに接することにより、その歴史の重さと苛酷さを共感できたのです。こういう共感は、参加型の歴史形成プロセスにおいて重要な役割を果たしてくれると思われます。

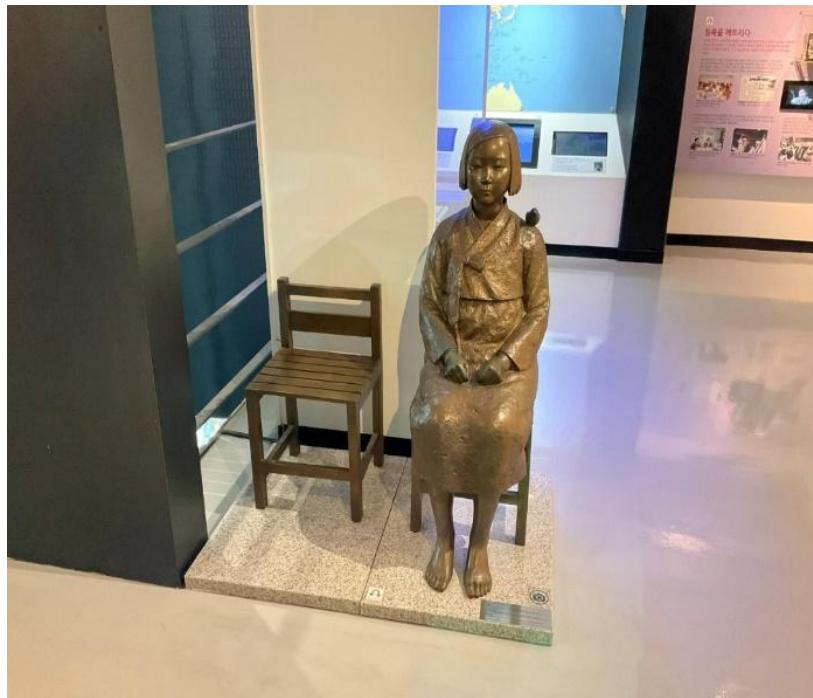


図2 戦争と女性の人権博物館の「平和の少女像」と椅子
(2023年9月13日、筆者撮影)

次の写真（図3）は、2016年と19年に中国の南京大虐殺記念館で見られた千羽鶴です。この記念館には、当然、日本人にとっては、自らが責め立てられるような気がして眼を背けたくなる展示も多々あります。その公式の展示から離れた通路に、千羽鶴が置かれていたのです。そこは、とくに千羽鶴を置くために作られた公式の展示空間ではなく、展示室から外に出る「通路」です。その通路の壁の出っ張りに、千羽鶴は置かれています。来館者の多くはそこに立ち止まらずに、それをちらりと眺めながら通過します。しかし時折、足を止めて千羽鶴に添えられたメッセージを読む人もいます。そこには何の展示解説板も音声装置もなく、何かのメッセージを伝えようとする意図も明確には感じとれません。しかし、そこには日本人が、そして中国人自身が作った平和を願う千羽鶴が並び、それらを造花と中国の小さな国旗で包むようにして非公式のディスプレイが現出していました。そこに公式の歴史が打ち出すような、明快な非難や政治のメッセージは存在していません。「展示するとはなしに展示する」ヴァナキュラーな展示、そして自発的祭壇（spontaneous shrine）がそこに生まれていたのです。「困難な過去」を歴史として国家的に構築する、こういうオフィシャルなミュージアムのなかで、そこからはずれた個人の人間性と結び付いた小さな歴史実践が行われていたのです。

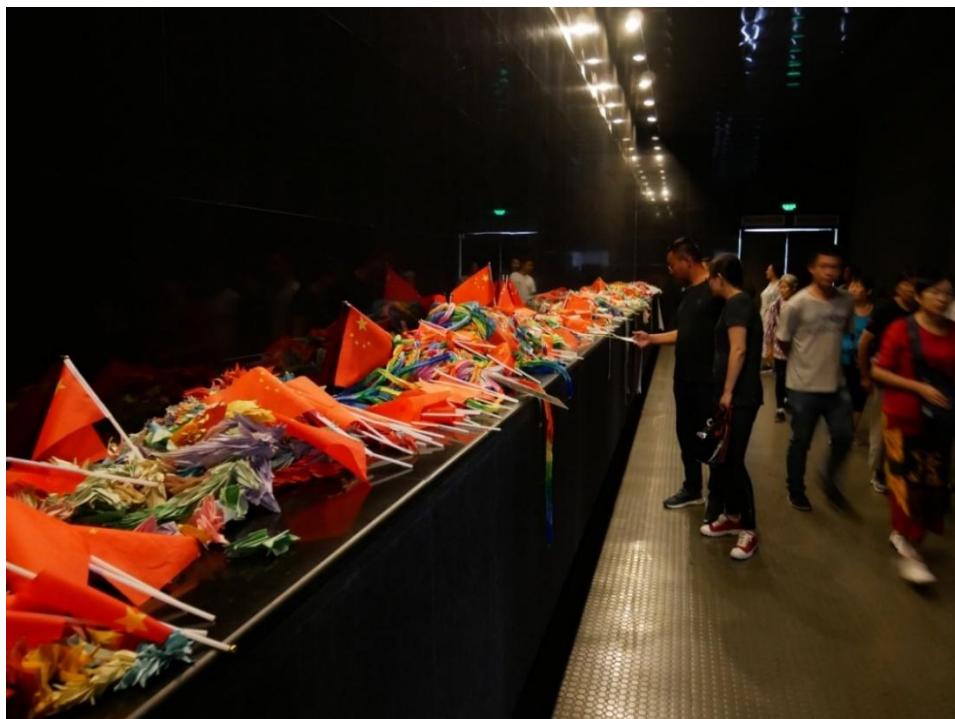


図 3 中国・南京市の南京大虐殺記念館に置かれた千羽鶴
(2019年9月27日、筆者撮影)

もちろん、このようなヴァナキュラーな歴史実践に過剰な期待はできません。しかし、まさに共感を生み出し、それが相互理解、そして和解の記憶構築に繋がる糸口をそこに読み取ることができます。ナラティヴ分析を専門にするアメリカ民俗学研究者のアミー・シューマン (Amy Shuman) は、empathy=共感によって、多くの人びとが個人的な経験の違いを超えて、より広い共通理解に導かれると述べます [Shuman 2006 : 149]。

パブリック・ヒストリーの場合、感情は協働的な歴史実践に参加するかしないかを決定する重要な要因です。草の根のパブリック・ヒストリーでは、共感が過去の困難さを緩和させる可能性があると私は考えるのですが、ただしそれは Shared Authority という観点からいうと簡単なことではありません。私が良かれと考えるこの独善的なパブリック・ヒストリーの理解は、「困難な過去」を経験した被害者やその家族たちに素直に受け入れられるはずはありません。歴史の和解はそれぞれの人びとにとって有益ではあるのですが、感情という面でいうならば和解によって得られる利益は加害者の方が被害者より大きいのです。片や許す側であり、片や許される側という感情の不均衡が横たわるのです。そして、当然、被害者側は加害者側より多くのオーソリティの取り分を感情的に求めるでしょう。

私は、Shared Authority という理念を尊重しつつも、それは完全平等にシェアされているのではないと考えています。問題となる過去からの距離や歴史の当事者性、加害／被害といった関係性、日常的な歴史への働きかけなどによって、そのオーソリティの度合いは変わってくる可能性があるということです。

6. Shared Authority を拒む人びと

さて次に紹介するのも「困難な過去」と向き合うパブリック・ヒストリーの例です。それは、オーソリティをシェアするアクターのなかで最も力をもつ「公共機関 (public agency)」によって、Shared Authority の理念が無視された事例です。これについては、私はすでに「災禍のパブリック・ヒストリーの災禍」[菅 2021] という論考で発表しておりますので、詳しくはそちらをご参照いただければ幸いです。

2011 年に日本で起きた東日本大震災を契機に、福島県には国が事業費を負担する東日本大震災・原子力災害伝承館が作されました。この伝承館では人災と天災が入り交じった複合災害という「困難な過去」をめぐるオーラル・ヒストリーの収集や、それを社会に発信するストーリー・テリング＝「語り部」の活動が行われております。しかしここで「語り部」たちは、国や東京電力といった特定の団体、個人または他施設への批判をしないよう制限され、放射線被害を生んだ加害者への批判がタブーとされました。この「語りの制限」の結果、「語り部」のなかから、被害者が加害者である東京電力や国を批判できないことへの不満や、また、「自分の思いを伝えることが批判に当たるならば、語り部を辞める」といった声が上げられています。「語れない語り部」という皮肉な存在を、公共機関主導のパブリック・ヒストリーが生み出してしまったのです。

実は「伝承館」の設置に関する基本構想のなかでは、多様な人や機関・団体等との協働を目指した体制・仕組みを整え、そのため、多様な主体と協力、連携して、充実した事業・活動を実施できる能力をもった人材を配置していく必要があると、多様なアクターの協働を謳う理念が掲げられています。そしてそこで展開されるオーラル・ヒストリーは、表面的に Shared Authority という理念を大切にしているかのように見えるのですが、実際にはその理念はまったく顧みられていません。むしろ「伝承館」を運営する公共機関は、その権限のコントロールに固執し、権限を共有することを頑なに拒んだのであります。

フリッシュさんは、Shared Authority という概念を提唱することにより、パブリック・ヒストリー やオーラル・ヒストリーにおける「聞き手」(歴史の専門家) と「語り手」(非専門家である市民)との間にあったオーソリティの不均衡、つまり「専門家と非専門家の間のオーソリティの不均衡」という課題と向き合っていました。しかしここでは、「公共機関、およびそれに服従する側と、服従しない側の間のオーソリティの不均衡」という課題に直面しているのです。

現在、人びとは、公共機関に従う側と公共機関に従わない側に分断され、公共機関は服従する者

を迎えて協働し、オーソリティのある範囲内で分与する一方、従わぬ者を暗黙裏に排除しています。公共機関主導のパブリック・ヒストリーでは、公共機関の意向に抵触さえしなければ、協働する人びとにはオーソリティが共有されます。しかし、服従しない人びとは、最初からその協働の輪のなかには加えられないし、加えられたとしても、ひとたび公共機関の意向と抵触すると、共有されたはずのオーソリティはいとも簡単に剥奪され、そこから排除されてしまうのであります。

現在のパブリック・ヒストリーのオピニオンリーダーのひとりである、トマ・コヴァン（トマス・コーヴァン、Thomas Cauvin）は、「ある特定のアクターが、パブリックな議論に歓迎されないかもしれない歴史家と、オーソリティを共有したくない場合には困難が生じるかもしれない。ある有力なアクターが適切ではないと考える過去の解釈を支持する場合、歴史家はパブリックな議論から排除されるかもしれない。」[Cauvin 2016:224] と述べますが、公共機関が Shared Authority を理解し尊重しなければ、それが行うパブリック・ヒストリーがとても歪んだものになり、人びとを大きく傷つけてしまうのであります。

おわりに—Shared Authority をけっして手放さない

以上、紹介したように「困難な過去」をめぐって Shared Authority という理念が揺るがされています。実はそのような「困難な過去」だけではなく、日常生活のなかにある小さな歴史実践のなかにもそのような困難さが時折生起します。たとえば、ポスト・トゥルース時代のユーザー生成世界において Shared Authority が尊重されればされるほど、専門的知識を無視した暴力的な歴史実践を展開する人びとが増えてきます。それによって近年、SNSなどを含むさまざまなメディアで、歴史をめぐって専門家と非専門家との間でヒストリー・ウォーズが勃発しています。専門家の意見に非専門家が挑戦することがあれば、専門家は非専門家のオーソリティを共有する困難に苛まれます。そしてその困難さから Shared Authority を否定したい、無視したい、そして手放したいという衝動に駆られます。結果、歴史家自身がパブリック・ヒストリー自体を否定する言説を吐いたりもします。あるいは、市民との協働に失敗したパブリック・ヒストリアンは疲れ果てて、象牙の塔のなかに戻り閉じ籠もりたくもなります。その気持ちと状況は十分に理解できます。

しかし最後に強調しなければならないのは、理想主義ではあるものの、やはり Shared Authority をけっして手放してはならない。Never Letting Go であるということです。それはパブリック・ヒストリアンに限りません。大学のなかで歴史の研究に勤しむ、一般のアカデミック・ヒストリアンにも同様の姿勢が求められているのです。Shared Authority の困難さや危うさ、面倒くささ、厄介さを最初から十分に理解し、現場でそれをめぐる問題が起こることを覚悟し、さらにそれを折り込んだ上で歴史家は歴史実践に向き合っていかねばならないということです。そしてその理想が崩れていく現実に直面しても、諦めずにその理想を立て直そうと奮闘努力し続けなければならないということです。Shared Authority の苦難は、歴史学を社会に開くための前向きで建設的な苦難な

のです。

パブリック・ヒストリアンを目指す若い研究者たちに向けた、パブリック・ヒストリーに関するある入門書では次のように述べられています。

利害関係者やオーディエンスが、ある歴史的な物語に同意しない場合、パブリック・ヒストリアンはその瞬間を障害としてではなく、さらなる対話(dialogue)と内省(reflection)の機会ととらえるべきである。[Lyon, Nix & Shrum 2017: 11]

そこでは、苦難を貴重な機会ととらえる、とても前向きな見解が述べられています。皆さんが歴史実践の現場で Shared Authority の困難に直面しても、すぐに Shared Authority の理念を放棄して眼を背けるのではなく、こういう前向きな感覚で、対話的で再帰的なパブリック・ヒストリーを研鑽する良い機会が到来した!と楽天的にとらえていただき、Shared Authority をけっして手放すことなく、それを歴史学の理論的支柱、そして行動規範としていただければ幸いです。

【参考文献】

【和文】

- 菅豊・北條勝貴編 2019 『パブリック・ヒストリー入門—開かれた歴史学への挑戦—』 勉誠出版
菅豊 2019 「パブリック・ヒストリーとはなにか?」 菅豊・北條勝貴編『パブリック・ヒストリー入門—開かれた歴史学への挑戦—』 勉誠出版
菅豊 2021 「災禍のパブリック・ヒストリーの災禍—東日本大震災・原子力災害伝承館の「語りの制限」事件から考える「共有された権限(shared authority)」」 標葉隆馬編『災禍をめぐる記憶と語り』 ナカニシヤ出版
福島県 2017 『東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設基本構想』 福島県

【欧文】

- Adair, Bill, Benjamin Filene, and Laura Koloski eds. 2011 *Letting Go?: Sharing Historical Authority in a User-Generated World*, The Pew Center for Arts & Heritage.
- Baron, Robert and Nicholas R. Spitzer eds. 1992 *Public Folklore*, Smithsonian Institution Press.
- Baron, Robert 2016 “Public folklore dialogism and critical heritage studies,” *International Journal of Heritage Studies*, 22:8, Taylor and Francis Ltd.
- Cauvin, Thomas 2016 *Public History: A Textbook of Practice*, Routledge.
- Frisch, Michael 1990 *A Shared Authority: Essays on the Craft and Meaning of Oral and Public History*, Albany: State University of New York Press.

- Frisch, Michael 2011 “From A Shared Authority to the Digital Kitchen, and Back,” in Adair, Bill, Benjamin Filene, and Laura Koloski eds. 2011 *Letting Go?: Sharing Historical Authority in a User-Generated World*, The Pew Center for Arts & Heritage.
- Kerr, Daniel 2003 ““We Know What the Problem Is”: Using Oral History to Develop a Collaborative Analysis of Homelessness from the Bottom Up,” *The Oral History Review* 30(1), Oral History Association.
- Kim, Mikyoung, and Barry Schwartz 2010 *Northeast Asia’s Difficult Past: Essays in Collective Memory*, Palgrave Macmillan.
- Lyon, Cherstin M., Elizabeth M. Nix and Rebecca K. Shrum 2017 *Introduction to Public History: Interpreting the Past, Engaging Audiences*, Rowman & Littlefield Publishers.
- Shopes, Linda 2003 “Commentary—Sharing Authority,” *The Oral History Review*, 30(1), Oral History Association.